

家畜衛生情報

飼養衛生管理基準(牛、めん羊、山羊)が改正されました

令和2年10月1日より、改正された新たな飼養衛生管理基準(牛、めん羊、山羊)が施行されます。(下記2及び5については猶予期間あり)
今後、家畜保健衛生所が各農場の立入等の際に、改正ポイントの説明や遵守状況を確認しますので、ご理解の上、基準の遵守をお願いします。

改正のポイント

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

1 家畜の所有者の責務を新設

- 家畜の所有者が本基準に規定された取組を確実に実施するよう義務化

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設

- 農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成(施行:R4年2月~)
※ 国からひな形が示された段階で、農家ごとに整備に向けた助言・指導を行います。

3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設

- 野生動物に口蹄疫等の感染が確認された場合、当該地域を「大臣指定地域」に指定し、必要な措置を追加
 - ▶ 当日に他の畜産関係施設及び大臣指定地域に立ち入った者、並びに過去一週間以内の海外渡航者等は衛生管理区域に立ち入らせない(獣医師、飼料運搬業者等を除く)
 - ▶ 大臣指定地域で収穫された農作物等を飼料、敷料等に利用する場合は家畜保健衛生所の助言を求め指導に従う

4 衛生管理区域の考え方を明確化

- 衛生管理区域とそれ以外の区域を明確に区分、出入口の数を必要最低限とし、家畜、資材等の入出場の場所は可能な限りその境界に位置するよう設定

5 放牧制限の準備を新設

- 放牧の制限等があった場合に、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること(施行:R3年10月~)

6 衛生管理区域での猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼養禁止を新設

7 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

- 衛生管理区域に車両を入れる場合に、当該農場専用のフロアマット等の使用により交差汚染を防止する措置が必要

8 畜舎入口における靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加

9 ねずみ及び害虫の駆除を行うために必要な措置(殺そ剤等)を新設

10 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施を新設

11 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232